

平成 15 年 1 月 31 日
事 務 連 絡

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉部（局）担当者 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

知的障害者入所施設の入所者に係る医療費の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記医療費の取扱いについては、去る 30 日付けの事務連絡において再度検討する旨をお知らせしたところですが、各都道府県における予算措置の状況等を踏まえ、先般開催した支援費制度担当課長会議における説明内容を下記のとおり訂正いたしますので、貴管内市町村に対するご指導方よろしくお願いいたします。

なお、会議資料につきましても別添の内容に訂正いたします。

（具体的な訂正内容）

知的障害者入所施設の入所者に係る医療費の自己負担分については、支援費に準ずるものとして取り扱うこと。

費用負担割合は、以下のとおりとなること。

国 1 / 2、指定都市・中核市・市及び福祉事務所を設置する町村 1 / 2

又は

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、福祉事務所を設置しない町村 1 / 4

福祉事務所を設置しない町村については、支援費制度移行後、新たに審査支払事務を行うこととなること。

（担当）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課知的障害者福祉係 田野

TEL 03-5253-1111（内 3038）

FAX 03-3591-8914

2 指定知的障害者入所更生施設及び指定特定知的障害者入所授産施設の入所者に係る医療費の取扱いについて

現行の措置制度においては、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設の入所者の医療費に係る自己負担分について、措置費の支弁対象としているところである。

これは、「精神薄弱者については、その特殊性から、児童から成人に至るまでの一貫した保護指導を行うことが重要である」とし、「とりあえず、施設における処遇内容の向上を図るため、措置費構成内容のうち、児童と成人とで内容を異にすることに合理的理由の薄い医療費等については、早急に一元化を図り、内容を充実させる必要がある。」（昭和45年1月の中央児童福祉審議会意見具申）との意見を踏まえ、措置費に算入されたものである。

支援費制度移行後においても、知的障害者入所施設の入所者に係る医療費の自己負担分については、支援費に準ずるものとして取り扱うこととし、費用負担については、支援費と同様とする。

また、事務手続きについては、新たに福祉事務所を設置しない町村において、受診券の発行をはじめ、審査支払事務について取扱うこととなるので、よろしくご指導方お願いしたい。

なお、法別番号については、既存の53番を使用することとしているが、関係通知等の改正を行う予定であり、その具体的な内容については、随時お知らせすることとしている。

<参考> イメージ図 (福祉事務所を設置しない町村の例)

